

- 1 令和5年度の業務運営方針及び事業実績等
について・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 2 計画・プラン
 - (1) 岩手県保健医療計画 2024-2029
(両磐保健医療圏の抜粋)・・・・・・・・ p 13
 - (2) 岩手県自殺対策アクションプラン
【令和6年度～令和10年度】の概要・・・ p 19
 - (3) 健康いわて21プラン(第3次)
(両磐保健医療圏の抜粋)・・・・・・・・ p 21

一関保健所（県南広域振興局一関保健福祉環境センター）
令和5年度の業務運営方針及び事業実績等について

1 いわて県民計画第2期地域振興プラン【県南広域振興圏】（2023～2026）及び 業務運営方針について

(1) いわて県民計画第2期地域振興プラン【県南広域振興圏】（2023～2026）

○ 概要

人口減少・少子高齢化が進行する中、広域振興圏の振興に当たっては、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各広域振興圏域の持つ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じることが必要です。

地域振興プランは、各広域振興圏におけるこれらの取組を推進するため、重点的・優先的に取り組む施策や、その具体的な推進方を明らかにするものです。

○ 計画期間

第2期地域振興プラン【県南広域振興圏】は、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第7章の第2期アクションプランとして策定するもので、令和5年度から令和8年度までの4年間の計画です。

○ 構成

地域振興プランの構成は、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第7章において各広域振興圏の目指す姿の実現のために設定した「取組方向」に基づき、「振興施策の基本方向」と、これを推進するための目標となる重点指標を示しています。

次に、特に重点的に取り組む「重点施策」ごとに、取組の「基本方向」や、現状と課題を踏まえた「県が取り組む具体的な推進方策」を示しています。

○ 振興施策の基本方向

I 多様な交流が生まれ、一人ひとりが生涯を通じて健やかにいきいきと暮らせる地域

II 世界に誇れる産業の集積を進め、岩手で育った人材が地元で働き定着する地域

III 世界遺産「平泉の文化遺産」をはじめ多彩な魅力の発信により多くの人々が訪れる地域

IV 米・園芸・畜産や林業などの多様な経営体が収益性の高い農林業を実践する地域

○ 重点施策項目、具体的推進方策

右表のとおり。

重点施策項目	具体的推進方策
I 多様な交流が生まれ、一人ひとりが生涯を通じて健やかにいきいきと暮らせる地域	
1 健やかに安心して暮らせる地域社会をつくりまします	①事業所等と連携したところと体の健康づくりの推進 ②地域と連携したスポーツへの参加機運の醸成 ③地域医療の確保充実と医療と介護等の連携体制の推進 ④福祉コミュニティづくりの推進 ⑤子育てしやすい環境の整備
2 快適で安全・安心な生活環境をつくりまします	①地球温暖化防止に向けた取組の支援 ②循環型地域社会の構築に向けた廃棄物対策の推進 ③優れた自然環境等の保全・保護活動の推進 ④野生鳥獣等の適正な管理 ⑤人と動物が共生する社会の実現に向けた取組 ⑥食の安全と安心の取組の推進 ⑦災害に強い道路ネットワークの構築 ⑧ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策及び危機管理対策 ⑨安全な通行、歩行者や自転車利用者の安全確保のための道路整備の推進 ⑩衛生的で快適な生活環境の確保 ⑪社会資本の適切な維持管理の推進 ⑫一般国道107号の災害復旧
3 一人ひとりがいきいきと生活できるコミュニティをつくりまします	①持続的な地域コミュニティづくりと人材育成・活躍支援 ②県南圏域ファンの拡大と移住・定住の促進 ③国際リニアコライダー（ILC）関係者等と住民が共に安心して暮らせる環境の整備
II 世界に誇れる産業の集積を進め、岩手で育った人材が地元で働き定着する地域	保健福祉 環境関係 施策なし
III 世界遺産「平泉の文化遺産」をはじめ多彩な魅力の発信により多くの人々が訪れる地域	
IV 米・園芸・畜産や林業などの多様な経営体が収益性の高い農林業を実践する地域	

※ 保健福祉環境分野に関する部分に網掛けをしています。

(2) 業務運営方針に基づく事業の推進状況

○ 一関保健所（一関保健福祉環境センター）では業務運営方針を定め、地域振興プランの項目のほか、独自の取組項目に沿って、業務における主要課題の解決に向け各種事業の推進に取り組んでいます。

○ 本資料では、主要課題ごとに令和5年度の事業の実施状況等を記載します。

2 令和5年度の業務運営方針及び事業実績について

(1) 第2期地域振興プラン【県南広域振興圏】の項目 及び 新興・再興感染症対策の推進

※ 「取組項目」欄の< >内の数字は、第2期地域振興プランにおける「振興施策の基本方向」「重点施策項目」「具体的推進方策」の番号です。

取組項目	取組方針（3圏域全体・共通）	取組内容	令和5年度事業実施状況	担当
< - > 新型コロナウイルス感染症を踏まえた振興・再興感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の感染症法位置づけ変更後の医療提供体制への円滑な移行 ○医療機関や高齢者施設等での感染症のまん延防止 ○感染症法等の一部改正に伴う新たな医療提供体制の整備 [目標]R5年度： 研修会・訓練等実施回数：21回	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連絡会議等を開催し医療機関等との意見交換や情報提供を行い、5類移行に伴う医療提供体制への円滑な移行を図ります。 ○研修会の開催や情報提供を通じて、医療機関や高齢者施設等における感染対策の推進を支援します。 ○関係機関との連絡会議等を通じて、感染症の発生及びまん延に備えた感染症法の一部改正及び医療法の改正に基づく医療計画の見直しに伴う新たな医療提供体制の整備について意見交換や情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○両磐圏域医療関係者等W e b 会議 48回開催 ○感染症対策研修等（全5回） <ul style="list-style-type: none"> ・開催実績 ①高齢者施設職員研修（ハイブリッド開催） 1回（会場11人 zoom参加29施設） ②保育所施設職員研修（W e b 開催） 1回 参加33施設 ③行政保健師向け説明会 1回 参加3施設 ④所内PPE脱着訓練 2回、参加者8人 	保健課

取組項目	取組方針（3圏域全体・共通）	取組内容	令和5年度事業実施状況	担当
<p>< I-1-① > 事業所等と連携したところと体の健康づくりの推進</p>	<p>○心身ともに穏やかに生活できる環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防対策 <p>[目標（局）]R5年度： いわて健康経営認定事業所数 222（累計）</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策 <p>[目標（局）]R5年度： メンタルヘルス対策人材育成のための研修会等の参加者数 2,863人（累計）</p>	<p>○生活習慣病予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康経営宣言事業所等への出前講座等を実施するなどして、働き盛り世代発症予防に向けた受動喫煙防止対策や食生活の改善、運動の推進等に向けた普及啓発に取り組みます。 血管年齢測定器等を活用した参加継続型講座を開催するなどして、早期発見、重症化予防に向けた普及啓発に取り組みます。 健康的な食生活を送れるよう、情報発信を通じて食環境づくりに取り組みます。 <p>○メンタルヘルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺対策のモニタリング評価を行い自殺対策ネットワーク会議において圏域自殺対策アクションプランの見直しを行います。 自殺防止月間等におけるポスターの掲示等を通じて、ライフスタイルの確立等やうつ病等に関する正しい理解の普及啓発に取り組みます。 専門医による心の相談や保健師による相談対応を通じて、ハイリスク者に対する重症化予防に努めます。 地域や職場内での地域の見守りを図るために、ゲートキーパー等の養成研修会や遺族ケアを図るための自死遺族交流会を実施します。 	<p>○循環器病等予防緊急対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習会等実績 <p>①減塩リーダー養成講習会 3回、90人</p> <p>②生活習慣病予防事業所出前講座 6事業所、173人</p> <p>③「いわて減塩・適塩の日」促進事業 10回、1,287人</p> <p>○受動喫煙対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 説明会等実績 <p>①施設管理者等説明会 7回、178人</p> <p>②事業所出前講座 6回、173人</p> <p>○栄養改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定給食施設等に対する立入指導等個別立入指導 33施設（対象88施設中） 特定給食施設等従事者研修会 2回 52名参加 <p>○人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 自死を予防するための早期対応の中心的役割を果たす人材を養成 実績 <p>①傾聴ボランティアスキルアップ研修会（中部、奥州、一関各保健所合同開催）： 1回、47人参加</p> <p>②保健医療関係者に対する研修会（Web）： 1回、50機関参加</p> <p>③学校教員等対象若年者自死対策研修会（ハイブリッド開催）： 1回、82人参加</p> <p>④自死とうつに関するケアネットワーク会議における研修会： 1回、37人参加</p> <p>⑤ゲートキーパーの養成講座： 13回、298人参加</p>	<p>保健課</p>

取組項目	取組方針（3圏域全体・共通）	取組内容	令和5年度事業実施状況	担当
<p>< I - 1 - ③ > 地域医療の確保充実と医療と介護等の連携体制の推進</p>	<p>○地域医療の確保充実 [目標（局）]R5年度： 地域医療連携推進会議等開催回数9回（各圏域3回） [目標（局）]R5年度： 会議等参加者数96名 ○適正受診に係る理解の醸成 [目標（局）]R5年度： 医療機関の役割分担57.8% ○災害医療の円滑な実施に向けた連携体制の構築 [目標（局）]R5年度： 訓練等実施回数3回（各圏域1回）</p>	<p>○次期保健医療計画策定に向けた検討及び地域医療構想に係る協議等を行い、地域の課題に対応した計画の遂行、当該構想の実現に取り組みます。 ○適切な受診が行われるよう地域住民への普及啓発を図るとともに、地域の二次救急医療体制の維持や周産期・小児科医療体制の連携推進に向けた取組を行います。 ○大規模災害発生時の医療救護や関係機関との情報伝達及び新型コロナウイルスに対応した医療機関の受入体制整備を図るために、実地訓練等を実施します。</p>	<p>○両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会 ・次期保健医療計画策定、地域医療構想に係る協議等を実施 ・開催実績 3回（8/2、11/27、2/19） ○適正受診の呼びかけ ・「小児救急医療セミナー」（10/28開催）に当たり、適正受診を呼びかけるリーフレットなどを活用 ①セミナー開催に係るリーフレット（記載案内の裏面に、適正受診に係る記載） →幼稚園、保育園、認定こども園、医療施設（小児科、産婦人科）等に配付 ②一関市作成のリーフレット →セミナー参加者に配付 ○災害医療訓練 ・衛星携帯電話による通話訓練を実施 ・実施予定 1回（R6.3） ○災害医療コーディネーター ・地震等の自然災害や大規模な事故が発生した場合の調整役として、医療救護活動を統括する立場にある医師の中から知事が委嘱 ・地域コーディネーター（両磐） 5名</p>	<p>管理福祉課</p>

取組項目	取組方針（3圏域全体・共通）	取組内容	令和5年度事業実施状況	担当
<p>< I-1-④ > 福祉コミュニティづくりの推進</p>	<p>○地域包括ケアシステムの進化・推進 [目標（局）]R5年度： 管内地域包括ケア担当者連絡会の開催1回 [目標（局）]R5年度： 居宅サービス・地域密着型サービスの利用割合64.9% ○認知症に関する理解度醸成と認知症の人とその家族の居場所づくりの確保 [目標（局）]R5年度： 認知症サポーター養成数63,700人（累計） ○障がい者の自立 [目標（局）] 障がい者就労継続支援事業所（B型工賃）20,691円</p>	<p>○市町等が開催する医療介護連携推進会議等への参画を通じて、地域包括ケアシステムの構築やICTの活用による医療機関や介護事業所等との情報共有、相互連携に向けた取組を支援します。 ○岩手県障がい福祉計画や岩手県障がい児福祉計画の着実な推進を図るとともに、地域自立支援協議会の活動支援、障がい者施設の共同販売会、販路拡大や工賃向上に係る取組等の支援、障がい者の働く場の拡大等の支援に取り組みます。</p>	<p>○一関市医療と介護の連携連絡会 ・連絡会）1回（6/6 一関保健センター） ・幹事会 3回（5/9、3/25 一関保健センター） ※8月は書面開催 ○一関地区障害者地域自立支援協議会 ・障がい者の自立を支援するための協議会や部会等に出席 協議会3回/くらし部会1回/こども部会1回 ○障がい者就労継続支援事業所（B型工賃） R5：見込値不明 R4：19,946円</p>	<p>管理福祉課</p>
<p>< I-1-⑤ > 子育てしやすい環境の整備</p>	<p>○結婚対策の取組拡充 [目標（局）]R5年度： 市町・関係団体等との連絡会議等の開催 1回 ○子育て支援サービス等の充実 [目標（局）]R5年度： 「子育てに優しい企業等」の認証数186（累計） [目標（局）]R5年度： 「いわて子育て応援の店」協賛店舗数848（累計）</p>	<p>○市町や関係団体等との連携により、「I-サポ」が実施する結婚希望者へのマッチング支援事業や結婚支援団体等が実施する出会いの場の創出等の取組を支援します。 ○事業所訪問等の普及活動を通じて、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の普及拡大や「いわて子育て応援の店」の協賛店の拡充等に取り組みます。</p>	<p>○（局）県南広域圏結婚支援関係団体等連絡会議 ・開催回数 1回（8/1 奥州地区合庁） ○「子育てに優しい企業等」の認証数（両磐地区）21（累計） R5：5件</p>	<p>管理福祉課</p>

取組項目	取組方針（3圏域全体・共通）	取組内容	令和5年度事業実施状況	担当
< I-2-① > 地球温暖化対策に向けた取組の支援	○地球温暖化防止に係る取組拡充 [目標（局）]R5年度： エコスタッフ養成「セミナー」の開催1回、エコスタッフ養成者数543人（累計） [目標（局）]R5年度： エコドライブ講習の実施1回	○地球温暖化対策計画の策定、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度の普及拡大、エコスタッフ養成を通じて、事業者における地球温暖化防止の取組を支援します。	○地球温暖化対策計画 提出数 6件 ○いわて地球環境にやさしい事業所 管内認定事業所数 ★1件/★★2件/★★★0件/★★★★19件 ○エコスタッフ養成 35名 ○エコドライブ講習 35名	環境衛生課
< I-2-② > 循環型地域社会の構築に向けた廃棄物対策の推進	○事業所の産業廃棄物の3Rに向けた取組拡充 [目標（局）]R5年度： 説明会への参加企業数330 ○産業廃棄物の不適正処理の早期発見、対応 [目標（局）]R5年度： 各圏域1回ずつ	○産業廃棄物処理業者や排出事業者への説明会の開催を通じて、事業所の廃棄物の3Rに向けた取組を促進します。 ○産業廃棄物の適正処理指導や警察等関係機関と連携した合同パトロール等を実施するなど、不法投棄対策に取り組みます。	○産業廃棄物排出事業者等説明会（県庁主催） ・開催状況 集合形式 11/28 さくらホール ウェブセミナー 11/14, 15, 16（3日間） ○一関地区廃棄物対策合同会議 1回開催（10/24） ○建設リサイクルパトロール 2回実施（6/13、10/17）	環境衛生課
< I-2-③ > 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進	○事業場排水の適正処理 [目標（局）]R5年度： 排水基準適用事業場（製造業）における排水基準適合率100% ○優れた自然環境等の保全 [目標（局）]R5年度： 早池峰C&Gキャンペーン、早池峰登山道パトロール等の実施 6～8月に実施 [目標（局）]R5年度： 各圏域における流域協議会の開催各圏域1回ずつ	○工場等への採水検査及び立入指導を実施し、事業場排水の適正化の推進を図ります。 ○森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、流域協議会を開催するなどして、県民等の参加による河川等の保全などの取組を進めます。	○工場等への採水検査及び立入指導（26件実施） ・排水基準適用の事業場（製造業）における排水基準適合率 100% ○いわい地域流域基本計画の策定 ・いわい地域の森・川・海の保全及び創造に関し、いわい地域の県民、事業者、民間団体及び行政が一体となって、恵み豊かな水と緑のあふれる流域をつくり、次世代に引き継ぐための取組の指針として策定（R5.4） ○いわい地域流域協議会及び連携交流会の開催 ・森・川・海の保全及び創造に関する具体的な取組等を協議 ・開催 1回（8/29）	環境衛生課

取組項目	取組方針（3圏域全体・共通）	取組内容	令和5年度事業実施状況	担当
<p>< I-2-④ > 野生鳥獣等の適正な保護管理</p>	<p>○野生鳥獣被害対策に係る知識の習得、担い手の確保 [目標（局）]R5年度： イノシシ等の被害防止に係るセミナー1回開催 [目標（局）]R5年度： ツキノワグマの被害防止対策に向けた研修会1回開催 [目標（局）]R5年度： 狩猟免許促進のためのセミナー1回開催 [目標（局）]R5年度： 新規狩猟免許取得件数100</p>	<p>○市町等関係機関と連携し、ニホンジカやイノシシの個体数管理とツキノワグマによる人の生活圏への出没対策に取り組むとともに、新規狩猟者の養成等人材の育成に向けた取組を進めます。</p>	<p>○イノシシ被害対策セミナー 7/1開催、25名参加 ○一関地方ツキノワグマ管理協議会 1/23開催 ○狩猟塾 9/23開催、9名参加 ○新規狩猟免許取得 取得者61名</p>	<p>環境衛生課</p>
<p>< I-2-⑤ > 人と動物が共生する社会の実現に向けた取組</p>	<p>○多頭飼育、適正飼養に関する知識の習得 [目標（局）]R5年度： 関係機関との連絡会議（各圏域1回） [目標（局）]R5年度： 「地域で取り組むペットのお悩み講座」の実施（各圏域1回） ○保護動物の適切な譲渡 [目標（局）]R5年度： 犬・猫の返還譲渡率100%</p>	<p>○多頭飼育問題に関連する関係機関との連絡会議や適正飼養に関する普及啓発を図るために、地域の民生委員等を対象とした講座を開催するなどして、動物愛護の意識を高めるための取組を推進します。 ○コミュニティFM放送の活用によるペットの適正飼養などの情報発信を通じて、動物のいのちを尊重する取組を推進します。 ○飼い主のいない犬や猫の譲渡や関係団体との協働による動物愛護思想の普及啓発に取り組みます。</p>	<p>○動物いのちの授業 ・次世代を担う子どもたちの情操教育、動物愛護精神の涵養を図るため、小学校において獣医師等による授業を実施（4回） ○適正飼養の推進及び動物愛護思想の普及啓発 ・コミュニティFMや自治体広報誌を活用した適正飼養についての情報発信を実施 ①猫の適正飼養（一関コミュニティFMにスポットCM放送）計30回 ②動物愛護週間行事について、各市町広報掲載 9月号掲載 ○猫の譲渡推進 ・動物愛護団体との協働による譲渡会を実施 保健所主催による譲渡会の実施 11回 圏域内の犬・猫の返還・譲渡率 100%</p>	<p>環境衛生課</p>

取組項目	取組方針（3圏域全体・共通）	取組内容	令和5年度事業実施状況	担当
< I-2-⑥ > 食の安全と安心の取組の推進	○食品事業者等におけるHACCPに沿った衛生管理の実践と定着 [目標(局)]R5年度： HACCP衛生管理計画策定のための講習会等の受講施設数4,574	○食品事業者等を対象とした研修会を開催するなどして、HACCPに沿った衛生管理の普及啓発に取り組みます。	○HACCP制度化に伴う対応 ・食品等事業者に対して法改正に関する周知及び導入について指導を行うとともに、具体的な取組を支援するため、食品衛生協会と連携して衛生管理計画作成ワークショップを実施 ・衛生管理計画作成ワークショップの実績 受講施設 211施設	環境衛生課

(2) 第2期地域振興プラン【県南広域振興圏】以外の項目

取組項目	取組方針	取組内容	令和5年度事業実施状況	担当
地域医療の安全、安心の推進	○安全、安心な地域医療体制の確保 [目標]R5年度： 医療機関への立入検査数(病院10、診療所等50) [目標]R5年度： 医療安全対策研修会開催 1回 ○医療法に基づく医療機関の開設、廃止等に係る届出、許可申請及び開示請求に係る適切な処理 [目標]R5年度： 標準処理日数以内の処理100% ○二次救急医療体制の確保 [目標]R5年度： 二次救急病院群輪番体制連絡会議開催 1回	○医療機関への立入検査や医療安全対策研修会を実施するなどして、地域医療の安全対策に向けた取組を推進します。 ○医療法に基づく医療機関の開設、廃止等に係る届出、許可及び開示請求について、法令等を遵守し、期限内に業務を円滑・かつ適切に実施します。 ○法令等を遵守し、期限内に業務を円滑・かつ適切に実施します。 ○二次救急病院との連絡会議を開催し、地域の二次救急医療体制の確保に努めます。	○病院等立入検査 ・医療法等関係法令に基づき、病院は毎年、病院以外は総数の1/5程度の施設に立入調査を実施 ・対象施設 ①病院： 8病院 ②診療所： 135施設 ③助産所： 2施設 ④施術所： 57施設 ⑤歯科技工所：27施設 ○二次救急病院群輪番体制連絡会 ・両磐地域における休日及び夜間における救急医療体制を確保 ・構成機関 病院(岩手、磐井、一関、昭和、藤沢、千厩)、一関市医師会、一関市健康こども部、一関市消防本部、事務局(一関保健所) ・令和5年度開催回数 2回(11/15、1/30)	管理福祉課

取組項目	取組方針	取組内容	令和5年度事業実施状況	担当
医療職セミナーの開催	○医療職を目指す人材の確保 [目標]R5年度：セミナーの開催（3回）	○受入れ医療機関と連携し、実地（対面）での開催に努めます	○医療職進路選択セミナー ・進路の選択肢として医療職への関心と理解を深めるためのセミナーを一関市、平泉町、一関市医師会、磐井病院及び千厩病院と共催 ・実施状況（計4回） 高校生対象 2回 磐井病院（7/29 37名参加） 千厩病院（8/3 28名参加） 中学生対象 2回 一関文化センター（7/28 14名参加） 磐井病院（9/30 70名参加）	管理福祉課
円滑な保健所運営の推進	○関係団体等との連携による円滑な保健所運営の確保 [目標]R5年度：保健所運営協議会の開催 1回	○保健所運営協議会を開催し、円滑な保健所運営の推進に努めます。	○岩手県一関保健所運営協議会 1回（書面開催） R6.3 委員19名	管理福祉課
児童、ひとり親、DV防止に向けた取組の促進	○児童、ひとり親、DV被害者のサポート体制の充実 [目標]R5年度：普及啓発イベントの実施 11月 1回 [目標]R5年度：ひとり親ネットワークの開催 1回	○普及啓発グッズの配布や関係機関との連絡会議を通じて、児童の健全育成、児童虐待及びDVに係る取組を促進します。 ○ひとり親家庭をサポートする連絡会議を開催するなどして、ひとり親家庭の相談体制のネットワーク化や情報共有化を図ります。	○オレンジリボン・パープルリボンツリーの展示 ・会場 3か所（11/1～11/30 JR一ノ関駅、一関地区合庁、千厩地区合庁） ○母子父子自立支援員による相談指導、資金貸付 ・母子家庭等の経済的自立と生活の安定を図るため、母子父子自立支援員（会計年度任用職員）が相談に応じるとともに、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を実施 ○配偶者等暴力防止対策 ・配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力（DV）被害者からの相談に応じるとともに、DV証明書交付等の支援 ○一関・平泉地域ひとり親家庭等サポートネットワーク連絡会議 ・開催回数 1回（7/31 ハローワーク一関）	管理福祉課

取組項目	取組方針	取組内容	令和5年度事業実施状況	担当
地域における福祉相談体制の確保等	<p>○民生委員や身体知的障がい者相談員の相談スキル向上</p> <p>[目標]R5年度： 民生委員研修会の開催 1回</p> <p>[目標]R5年度： 身体知的障がい者相談員研修会の開催 1回</p> <p>○ひとにやさしい駐車場協定施設の追加</p> <p>[目標] 事業者に向けた年1回以上の制度の周知</p>	<p>○民生委員や身体知的障がい者相談員に対する研修会を実施するなどして、地域における生活困窮者や障がい者等への相談スキルの向上に向けた取組を促進します。</p> <p>○ひとにやさしい駐車場協定施設を増やすことにより、地域における障がい者等への支援の充実を図ります。</p>	<p>○一関市・平泉町民生委員・児童委員研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の役割について理解を深め、地域福祉推進の担い手として活動意欲の醸成を図る研修会を開催 ・開催回数 1回 (10/4 一関文化センター) 行政説明：岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 講演：岩手県一関児童相談所 <p>○身体障害者・知的障害者相談員及び職親研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 1回 (11/10 一関地区合庁) <p>○人にやさしい駐車場利用制度の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行困難等の要件を満たしている方を対象に、公的施設の車いす使用者用駐車区画を利用するための「ひとにやさしい駐車場利用証」を交付 	管理福祉課
ユニバーサルデザインの推進	<p>○両磐地域まちづくり探検隊によるユニバーサルデザイン調査の実施</p> <p>[目標]R5年度：調査活動の実施 2回</p>	<p>○公共施設等のユニバーサルデザイン化の整備状況等について調査・点検し、人にやさしいまちづくりを推進します。</p>	<p>○両磐地域まちづくり探検隊によるユニバーサルデザイン調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平泉世界遺産ガイダンスセンター (4/21) ・(仮称)道の駅大東、中里市民センター (7/13 図面調査) 	管理福祉課
難病ネットワークの促進	<p>○難病患者・家族の療養上の不安の解消に向けたネットワークの構築</p> <p>[目標]R5年度： 難病ネットワークに係る協議会等の開催1回</p>	<p>○関係機関と連携のうえ、協議会を開催し、難病患者・家族の療養上の不安解消に向けた取り組みを推進します。</p>	<p>○難病患者地域支援ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者に対する療養支援に関する事業を実施 ・活動実績 在宅難病患者の家庭訪問 6件 (R6.1末現在) 医療相談会・家族交流会等 (新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止) 難病対策地域協議会 (2/5、出席者31人) 	保健課
結核対策の推進	<p>○結核患者の治療率の向上</p> <p>[目標]R5年度： 直接服薬確認治療率 (DOTS実施率) 100%</p>	<p>○結核患者への服薬指導等を通じて、患者の早期発見、早期治療に向けた取組を推進します。</p>	<p>○結核の予防及び医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核患者の適正な医療を確保し、感染を防止するため、積極的疫学調査、就業制限、入院勧告、感染症診査会の開催、患者家族や接触者等を対象とした接触者健康診断を実施 ・直接服薬確認支援 (DOTS) の実施状況 95% (令和6年2月末現在) 	保健課

取組項目	取組方針	取組内容	令和5年度事業実施状況	担当
母子保健対策の推進	○産後うつ病の早期発見と育児不安の解消に向けたネットワークの構築 [目標]R5年度： 母子保健対策に係る連絡会等の開催1回	○関係機関と連携のうえ、母子保健対策に係る連絡会等を開催するなどして、産後うつ病等を早期に発見し、育児不安の解消に向けた取組を推進します。	○妊産婦メンタルヘルス対策 ・母子保健担当者情報交換会 1回 13名参加 ・母子保健担当者等研修会 1回、83名参加 (若年層に対する自殺対策研修会を兼ねて開催)	保健課
精神保健対策の推進	○精神障がい者等への支援体制の充実 [目標]R5年度： 精神障がい者への適切な相談・通報対応(随時)	○関係機関と連携のうえ、精神保健の支援体制の充実を図ります。	○県南地域精神科救急医療体制連絡調整委員会 ・県南精神科救急医療圏における精神科救急医療体制の運営に関して、地元医師会、精神科病院、消防、警察、保健所等の関係機関の相互連携を確保するために設置 2/21開催 一関地区合同庁舎 ○精神障害者警察官通報等に係る入院措置等 ・警察官等通報件数 12件(うち措置入院3件) ○岩手県精神保健福祉大会 ・県民の心の病気への正しい理解の促進、こころの健康づくりの推進を図るため開催。式典、講演会のほか、「目で見えるこころの健康展」として地域関係団体等を紹介した(19個人・団体)。 令和5年11月30日(一関文化センター)	保健課
ひきこもり対策の推進	○ひきこもり本人及び家族への支援体制の確保・充実 [目標]R5年度： ひきこもり連絡会等の開催 1回	○関係機関との連絡会議等を通じて、ひきこもり本人及び家族への支援体制の充実を図ります。	○一関保健所ひきこもり対策連絡会議 1回開催(3/8)	保健課
流通食品の安全・安心の確保	○関係法令を遵守した、安全な食品等の提供 [目標]R5年度： 「岩手県食品衛生監視指導計画」に基づく収去検査の件数 85件	○輸入食品を含む県内流通食品の検査を実施し、その結果を公表することにより、食の安全・安心の確保に取り組めます。	○「岩手県食品衛生監視指導計画」に基づく収去検査 73件	環境衛生課

取組項目	取組方針	取組内容	令和5年度事業実施状況	担当
医薬品等の適正な取扱の確保	○取扱事業者の法令順守と適正な取り扱いの確保 [目標]R5年度： 薬局など医薬品取扱施設への立入件数 46件 [目標]R5年度： 麻薬、覚醒剤原料等取扱施設への立入件数 68件	○薬局等や麻薬、覚醒剤原料等取扱施設への立入検査を通じて、医薬品等の安全な取扱等、乱用防止の取組を推進します。	○医薬品取扱施設への立入 90件 ○麻薬、覚醒剤原料等取扱施設への立入 93件	環境衛生課
快適で安全・安心な生活環境の確保	○生活衛生施設等における衛生管理の徹底 [目標]R5年度： 生活衛生施設等への立入件数110件	○生活衛生施設等への監視指導を実施し、衛生管理に向けた普及啓発に取り組みます。	○生活衛生施設等への立入 58件	環境衛生課

岩手県保健医療計画 (2024-2029)

1 圏域の現状

(1) 人口、医療提供施設等

 <p>【保健医療圏の位置】</p> <p>両磐保健医療圏</p>	構成市町村	一関市、平泉町						
	介護保険者	一関地区広域行政組合						
	面積	1,319.81km ²						
	人口		令和5(2023)年	令和12(2030)年				
		圏域計	112,705人	106,481人				
		0~14歳	10,828人(9.6%)	9,839人(9.2%)				
		15~64歳	57,868人(51.3%)	52,203人(49.0%)				
		65歳~	44,009人(39.0%)	44,439人(41.7%)				
		(再掲)65~74歳	20,371人(18.1%)	17,005人(16.0%)				
		(再掲)75~84歳	14,016人(12.4%)	17,705人(16.6%)				
(再掲)85歳~	9,622人(8.5%)	9,729人(9.1%)						
人口密度	85.4人/km ² [76.1人/km ²]							
1世帯当たり人口	2.30人 [2.17人]							
人口動態	出生率(人口千対)	4.3	[5.4]					
	死亡率(人口千対)	17.2	[14.7]					
	乳児死亡率(出生千対)	-	[1.5]					
	死産率(出産千対)	30.5	[19.5]					
医療提供施設 (人口10万対)	施設数	病院	10	(8.9 [7.8])	許可病床数	一般病床	1,094床	(970.7 [831.8])
		診療所	89	(79.0 [75.3])		療養病床	60床	(53.2 [181.0])
		歯科診療所	46	(40.8 [46.4])		精神病床	359床	(318.5 [343.4])
		薬局	58	(51.5 [53.3])		感染症病床	4床	(3.5 [3.2])
		訪問看護ST	14	(12.4 [11.6])		結核病床	10床	(8.9 [7.7])
医療従事者 (人口10万対)	医師 276.9人 (245.7 [248.4]) 歯科医師 72.9人 (64.7 [90.8]) 薬剤師 43.6人 (38.7 [40.5]) 看護師・准看護師 1,215.9人 (1,078.83 [985.8])							
受療動向	完結率 : 入院 75.9% [73.0%]、外来 89.9% [87.8%] 病床利用率 : 一般病床 67.4% [66.8%]、療養病床 47.6% [84.6%] 平均在院日数 : 一般病床 19.9日 [18.8日]、療養病床 59.4日 [139.8日]							

備考) [] 内は岩手県の数値。

(2) 病床機能と在宅医療等の需要について

病床機能(単位: 床)

機能区分	令和4年度 (2022) 病床機能報告	令和7年 (2025) 必要病床数
全体	1,216	881
高度急性期	0	76
急性期	694	278
回復期	307	290
慢性期	200	237
休棟等	15	

在宅医療等の需要の機械的推計値(単位: 人/日)

	平成25年 (2013) (A)	令和7年 (2025) (B)	増加量 (B-A)
在宅医療等	1,060	1,138	75
(再掲) 訪問診療分	198	237	39

2 圏域における取組の方向

(1) 生活習慣病予防

【課題】

- 生活習慣病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病など）の予防のための生活習慣の改善に向けた取組を推進することが必要です。
- 本県の脳血管疾患による年齢調整死亡率(人口10万対)は減少傾向にありますが、当圏域(108.8(令和元～令和3年の3年分の平均))では全国平均(73.4(令和元～令和3年の3年分の平均))よりも高い状況にあり、生活習慣の改善に向けた取組を引き続き推進することが必要です。
- 糖尿病は循環器疾患のリスクを高め、腎症などの合併症を併発するなどによって、生活の質に多大な影響を及ぼすことから、「発症予防」、「合併症予防」、「合併症による臓器障害の予防・生命予後の改善」といった多段階における対策が必要です。
- 働き盛り年代では、高血圧、脂質異常症、糖尿病など生活習慣病の早期発見のため、「特定健康診査」の積極的な受診と「特定保健指導」による生活習慣の改善が必要であり、事業所の理解と協力が重要です。また、特定健康診査後の精密検査や医療機関の未受診者に受診を促すことが必要です。
- 運動習慣がある成人の割合は、働き盛り年代(40～64歳)では15.2%と、県平均(17.4%)より低い状況にあり、運動習慣の定着を促すことが必要です。
- 学校保健統計によると、本県では肥満傾向児の出現率が全国平均を上回ることから、若年期からの肥満対策を含めた生活習慣病予防対策を推進することが必要です。

〈主な取組〉

- 医療関係機関及び行政機関は、事業所や地域住民を対象とした生活習慣病予防のための出前講座、研修会、健康経営セミナー又は健康講座等を開催し、運動習慣の定着、禁煙及び効果的な受動喫煙防止等に関する普及啓発活動を推進します。
- 保健所は、地域における生活習慣病対策に係る課題を共有し対応を協議するため、両磐地域・職域連携推進協議会を開催します。
- 医療関係機関及び行政機関は、介護予防サービス事業者等と協力し、患者(利用者)の医学的管理の継続と併せ、高齢者のフレイル状態を早期に把握し、適切なサービスにつなげる等により、自立支援・重度化防止の取組を推進します。
- 特定給食施設等で適切な栄養管理が行われるよう、保健所は、市、町と連携し、特定給食施設等への塩分等栄養管理基準適合の定着に向けた指導の強化を図ります。
- 医療関係機関及び行政機関は、飲食店などの事業所とともに、減塩の普及と併せて望まない受

動喫煙防止の取組を促進します。

- 行政機関は、医療関係機関との連携の下、糖尿病治療の継続と良好な血糖コントロールの重要性の普及啓発を行います。
- 医療関係機関及び行政機関は、健康診断やがん検診の受診勧奨、検診後の医療機関等受診による早期発見・治療の促進、特定健康診査を受診しやすい環境整備、特定保健指導の充実を図ります。
- 保健所は、医療関係機関及び行政機関と連携し、セミナー等により禁煙や受動喫煙防止等に関する普及啓発活動を推進するほか、県民や事業者からの相談に対応します。
- 行政機関は、教育機関と連携し、子どもと保護者等を対象とした若年期からの肥満予防に係る健康講話等により、生活習慣病予防に係る知識の普及啓発を図ります。

(2) 心の健康づくり

【課題】

- 心の病気や精神科受診については、正しい知識の普及と併せて相談窓口を周知し、多様な問題を抱える当事者とその家族が必要な支援を受けられるような相談体制の確保・充実が必要です。
- 当圏域の自殺者数及び自殺死亡率（人口10万対21.7、令和4（2022）年）は減少の傾向にありますが、全国（17.4）及び県全体（21.3）よりも高い状況が続いており、男女比では男性の占める割合が高くなっています。
- 自殺の原因・動機は、男性では「経済・生活問題」と「健康問題」が、女性では「健康問題」が上位となっています。また、年代別では、男性が働き盛り年代に、女性が高齢者に多い傾向がみられることから、対象に応じた効果的な自死対策の取組を進めることが必要です。
- 地域での生活を希望する障がい者等が、安心して自分らしい暮らしをすることができるような支援体制を構築する必要があります。
- 緊急な医療を必要とする精神障がい者が、迅速かつ適正な医療を受けられるよう、精神科救急医療体制づくりを推進することが必要です。
- コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、全国的に女性や小中高生の自殺者数が増加傾向にあることが、国の自殺総合対策大綱においても指摘されています。

〈主な取組〉

- 行政機関は、働き盛り世代を中心に地域住民を対象とした出前講座などを通じて、心の健康づくりに関する正しい理解と、相談窓口や受診方法について普及啓発を行います。

- 保健所は、関係機関の連携の強化及び人材育成のため、地域ネットワーク会議、実務者連絡会議及び支援者向け研修会等を開催します。
- 行政機関は、「ゲートキーパー」の養成等により、地域や職場で悩んでいる人に気づき、必要な支援につなげ見守る体制づくりを推進します。
- 行政機関は、医療関係機関、事業所、学校等と連携して自殺リスクの高い人を早期に発見し、必要な支援につなげるための取組を推進します。
- 医療機関、保健所及び警察署等の関係機関が連携した連絡会議の開催などを通じて精神科救急医療体制づくりを推進します。
- 医療福祉機関及び行政機関等が連携し、精神障がい者の地域移行及び地域定着を支援するとともに、地域で安心して生活ができるよう、障がいの理解の促進や地域の受入環境の整備、就労支援などを推進します。

(3) 医療体制づくり

【課題】

- 生産年齢人口が減少することにより、医療従事者の人材確保等がさらに難しくなることが懸念されます。
- 質が高く効率的な医療提供体制を構築するため、医療関係者等の協議を通じた自主的取組による地域医療構想を推進することが必要です。
- 医療機関等の協力により、休日当番医制事業、夜間救急当番医制事業、二次救急病院群輪番体制及びこども救急相談電話が適切に運用されるよう、今後も継続して取り組むことが必要です。
- 周産期医療について、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた適切な医療提供の確保に努めることが必要です。
- 誰もが住み慣れた場所で医療や介護のサービスを受けられるよう、医療機関や市町と連携し、在宅医療提供体制を構築し、地域包括ケアシステムを実現していくことが必要です。
- がんになっても安心して暮らせる地域づくりのために、関係機関の取組を促進することが必要です。
- 認知症の人とその家族への支援を充実することが必要です。
- 大規模な災害の発生、新興感染症等（エボラ出血熱、MERS、新型インフルエンザ等）の大流行などにより、通常の診療能力を超えた負傷者（患者）が同時に多く発生した場合、これによ

る社会や経済の混乱が懸念されます。

- へき地での医療を維持していくことが必要です。
- 当圏域は宮城県に隣接しており、県境を越えて県立磐井病院などを受診する患者（救急患者を含む。）が一定程度確認されていることから、相互に情報共有を行いながら、地域医療の現状について理解を深めていく必要があります。
- 令和6（2024）年4月から、労働時間の上限規制など医師の働き方改革への対応が必要となることに伴い、救急医療体制の確保が難しくなることが懸念されます。

〈主な取組〉

- 医療関係機関、教育機関及び行政機関は、医療従事者の人材確保のためのセミナーの開催等により、人材確保などのための取組を推進します。
- 医療関係機関及び行政機関は、健康寿命の延伸のための医療体制づくりや健康づくり等の取組を推進します。
- 保健所は、地域医療について協議するため、医療関係者等を交えた「両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会（圏域連携会議・地域医療構想調整会議）」を開催します。
- 保健所は、地域医療構想の実現に向けて、医療関係機関の主体的な取組の参考となる情報提供などにより支援を行います。
- 医療関係機関及び行政機関は、住民の地域医療への理解を深め、医療機能の役割分担に応じた適正受診の普及を図ります。
- 保健所は、医療関係機関と連携しながら、救急医療、周産期医療及び小児医療の提供体制の維持確保に努めます。
- 医療関係機関及び行政機関は、在宅医療に関する住民の理解を深めながら、在宅医療を担う医療機関の機能と訪問看護などの充実を図ります。
- 医療関係機関、介護関係機関及び行政機関は、地域包括ケアシステム構築のため、多職種が協働できる体制づくり及び人材育成などを進めます。
- 医療関係機関及び行政機関は、住民の認知症への理解を促進するとともに、認知症の人とその家族への支援体制の充実を図ります。
- 保健所は、災害医療コーディネーターと連携し、災害時の支援体制の確保を図るため、会議の開催及び災害医療訓練を実施します。

- 新興感染症などに対応する体制を確保するため、関係機関間において情報や課題の共有を図るとともに、保健所等の職員、地域の医療機関及び高齢者施設等の関係者向けの研修・訓練を実施します。
- 医療関係機関及び行政機関は、へき地医療を維持していくための取組を推進します。
- 宮城県との医療連携体制の確保に向けて、引き続き、岩手と宮城の県際の保健所で構成する連絡会の開催などを通じ、関係機関が相互に必要な連絡調整に努めるとともに、連携を図ります。

岩手県自殺対策アクションプラン【令和6年度～令和10年度】の概要

1 計画策定の趣旨

平成31年4月に策定した現行の「岩手県自殺対策アクションプラン」が令和5年度で最終年度を迎えることから、国の自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案し、令和6年度を初年度とする次期プランを策定

2 計画の位置付け

・自殺対策基本法第13条第1項の規定に基づき策定

3 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5か年

概ね5年ごとの国の自殺総合対策大綱の見直しに対応できるよう、計画期間を5か年とする。

【過去のプラン】H18～H22(5年)、H23～H26(4年)、H27～H30(4年)、H31～R5(5年)

4 自殺対策をめぐる最近の主な動向

○平成27年7月

【県】自殺対策推進協議会において「岩手県自殺予防宣言」を決定

○平成28年4月

【国】自殺対策基本法の一部改正

- ・地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策へと転換
- ・都道府県、市町村に自殺対策計画の策定を義務付け

○令和3年7月

【県】「岩手県自殺予防宣言」を改定

○令和4年10月

【国】新たな自殺総合対策大綱が閣議決定

5 現状

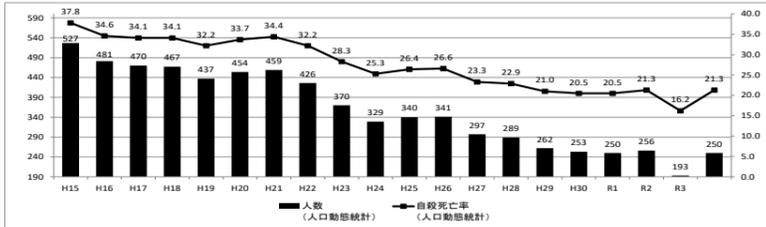
【自殺者数・死亡率の推移】

◆H15をピークに長期的に減少傾向

H15からR4までの減少率(自殺者数)は△52.6%
(自殺死亡率:⑮37.8→④21.3)

※全国は自殺者数△33.9%(自殺死亡率:⑮25.5→④17.4)

◆自殺死亡率は全国上位で推移(R4は2位)



【平成30～令和4年の自殺者の傾向】

[年齢別]

・男性は40代、女性は80歳以上が多い。

[職業別]

・男性:有職者次いで年金・雇用保険等生活者が多い。
・女性:年金・雇用保険等生活者次いで有職者が多い。

[原因・動機別]

・男女ともに健康問題が最も多い。
・20代以上の各年代で、健康問題が多い。

[死因別]

・10～40代の死因に占める自殺の割合が高い。

[東日本大震災関連]

・発災時をピークに減少傾向にある。

6 基本認識

○自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

○年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている。

○新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症の発生及び拡大の影響を踏まえた対策の推進。

○地域レベルの実践的な取組をPDC Aサイクルを通じて推進する。

7 基本方針

○生きることの包括的な支援として推進

○関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

○対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

○実践と啓発を両輪として推進

○関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

○自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

○被害によるリスクに対応した包括的な取組

取組の方向性

方向性ごとに評価指標(◆)を設定

包括的な自殺対策プログラムの実践

◆ ネットワークの構築

(2) 一次予防(住民全体へのアプローチ)

(3) 二次予防(ハイリスク者へのアプローチ)

(4) 三次予防(自死遺族支援)

(5) 精神疾患へのアプローチ

(6) 職域へのアプローチ

◆ 市町村における包括的な自殺対策プログラムの実践率

2 対象に応じた自殺対策の推進

(1) 高齢者への対策

(2) 生活困窮者への対策

(3) 働き盛り世代への対策

(4) 健康問題を抱える者への対策

(5) 子ども・若者への対策

(6) 女性への対策

◆ 県内事業所・団体への出前講座の参加者数

◆ 保健、医療、福祉、教育、労働等の従事者を対象とした自殺対策教育や研修会の実施状況

3 地域特性に応じた自殺対策の推進

◆ 自殺対策に取り組む市町村・民間団体への技術的支援回数

4 東日本大震災津波の影響への対策

◆ 被災地における健康づくりや傾聴サロン等の事業参加者数

5 相談支援体制の充実・強化

◆ 県及び市町村が実施する自殺対策の担い手(ゲートキーパー等)養成研修受講者数

◆ 心のサポーター養成研修受講者数

9 自殺対策の目標

「一人でも多くの自殺者を防ぐ」

当面の目標として、計画期間においては、

平成29年の県の自殺死亡率21.0(自殺者数262人)を31.4%以上減少させ、

令和10年の自殺死亡率が14.4(自殺者数169人)以下となることを目指す

10 重点施策及び主な取組事項

①地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

・自殺総合対策に資する情報や統計データの収集、整理・分析
・市町村における自殺対策計画に基づく地域レベルでの実践的な取組を支援

②県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

・身近な人の心の変化に気づき、声をかけ、見守っていくことができるよう、広報活動、教育活動等を通じ普及啓発を実施

③自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

・自殺総合対策に資する情報や統計データの収集、整理・分析(再掲)

④自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

・ハイリスク者の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人材を養成

⑤心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

・ストレス要因の軽減やストレスへの適切な対応など、心の健康の保持・増進を図るための体制づくりの推進

⑥適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

・うつ病をはじめとする様々な精神疾患が重症化する前に適切な支援や治療につながるための取組を実施

⑦社会全体の自殺リスクを低下させる

・社会全体の自殺リスクを低下させるため、関係機関と連携し、医療、介護、福祉、教育、労働等様々な分野において生きることの「阻害要因」を減らし「促進要因」を増やす取組を推進

⑧自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

・自殺未遂の背景にある社会的要因の解決に向けてサポートする体制づくりの推進

⑨遺された人への支援を充実する

・大切なご親族等を自死で亡くした方への相談対応、わかち合いの場の提供等により、自死遺族への支援を推進

⑩民間団体との連携を強化する

・民間団体の活動に対する支援、協力を推進

⑪子ども・若者の自殺対策を更に推進する

・いじめ防止対策や児童・生徒の悩み等の早期発見及び適切な相談支援へつなぐための体制整備等、若年層への対策を推進

⑫勤務問題による自殺対策を更に推進する

・職場のメンタルヘルスについての啓発や相談窓口情報の周知等、被雇用・勤め人への対策を推進

⑬女性の自殺対策を更に推進する

・女性専用窓口の設置や居場所づくり等により、様々な問題を抱える女性への支援を推進

⑭被災地における包括的な支援により自殺を防ぐ

・被災地でのこころのケア活動や傾聴サロン等震災関連の自殺を防ぐための取組を継続

岩手県自殺対策アクションプラン【令和6年度～令和10年度】の概要

〇重点施策における「県の主な取組」・「県以外の主体に期待される主な取組」

アクションプランに基づき、県、市町村、民間団体等がそれぞれの役割のもと、連携・協力して取り組みを実施。

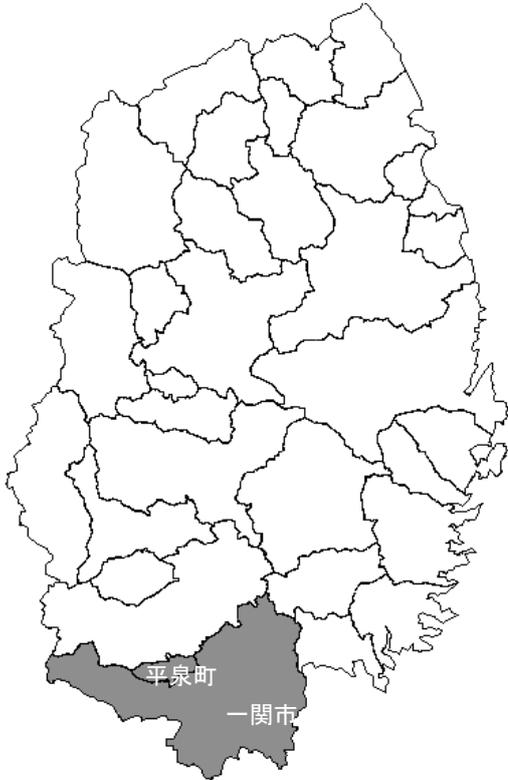
重点施策	県の取組	県以外の主体に期待される主な取組
①地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	<ul style="list-style-type: none"> 国の統計資料等の収集、活用 自殺関連データの分析 市町村自殺対策計画の策定・検証支援 PDC Aサイクルによる自殺対策の推進 	≪市町村≫ ・市町村自殺対策計画に基づく施策の推進 ≪民間団体≫ ・国の統計資料等を活用した自殺対策関連事業・取組
②県民一人ひとりの気づきと見守りを促す	<ul style="list-style-type: none"> 「こころに寄り添い いのちを守る いわて」月間（自殺防止月間（9月）及び自殺対策強化月間（3月））における集中的な啓発活動 地域、職場及び学校等における普及啓発や健康教育 ゲートキーパー等自殺対策の担い手養成 	≪市町村≫ ・住民を対象とした心の健康、自殺対策に関する普及啓発 ・ゲートキーパー等自殺対策の担い手養成 ≪民間団体≫ ・地域での見守り活動
③自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 国の統計資料の収集、活用（再掲） 自殺関連データの分析（再掲） 	≪市町村・民間団体≫ ・国の統計データや分析結果等の活用
④自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> 地域保健、福祉、医療関係者の資質の向上及びこころのケアに関する研修 保健所、市町村の実務担当者向け研修 各種相談窓口の相談員の資質向上 地域の傾聴ボランティアの活動支援 心のサポーターの養成を推進 	≪市町村・民間団体≫ ・ゲートキーパー等自殺対策の担い手養成
⑤心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> 労使トラブル解決のための相談対応 心の健康相談、健康教育等の実施 スクールカウンセラー等による相談対応 精神保健福祉センターにおける家族教室 県民の健康増進に向けた取組 難病、がん、認知症等の患者や家族への相談支援 	≪市町村≫ ・健康相談・健康教育等 ≪関係機関≫ ・事業場におけるメンタルヘルス対策の普及 ≪学校≫ ・スクールカウンセラー等の活用 ・健康相談・健康教育の実施 ≪事業所≫ ・職場環境の改善 ・ストレスチェック制度の実施
⑥適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	<ul style="list-style-type: none"> 緊急的な精神医療相談への対応 医療、介護、福祉、教育、労働等様々な分野の従事者を対象とした、うつ病等精神疾患の対応力向上のための研修 保健医療関係者向け専門研修 	≪市町村≫ ・うつスクリーニング等による精神疾患の早期発見、早期支援 ・産科医療機関と連携した産後うつ支援 ・地域サポート体制の構築
⑦社会全体の自殺リスクを低下させる	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口情報の更新及び周知 各相談機関のネットワーク強化 各種相談窓口担当者向けのゲートキーパー研修等 失業、生活困窮、介護疲れなど、様々な悩み等に応じた適切な相談支援 	≪市町村≫ ・地域における相談体制の充実及び相談窓口情報の周知 ・ゲートキーパー等自殺対策の担い手養成 ・ひきこもり支援体制の整備 ≪民間団体・関係団体≫ ・メール・インターネットによる相談支援
⑧自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関と地域の保健福祉関係者によるネットワーク体制の構築 相談従事者への専門研修 自殺未遂者やその家族等からの緊急的な精神医療相談への対応 	≪市町村≫ ・関係機関等と連携した自殺未遂者の自殺予防支援 ・自殺未遂者の訪問・見守り ≪関係機関≫ ・自殺未遂者の自殺予防支援

重点施策	県の取組	県以外の主体に期待される主な取組
⑨遺された人への支援を充実する	<ul style="list-style-type: none"> 自死遺族交流会の開催 自死遺族支援に関する公開講座 関係機関と連携した自死遺族へのケア 	≪市町村≫ ・自死遺族交流会の周知 ・自死遺族への個別支援 ≪関係団体≫ ・自死遺族からの相談対応 ・自死遺族サロンの運営
⑩民間団体との連携を強化する	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体の人材育成の充実・強化 民間団体の先駆的・試行的な取組の周知 民間団体相互の交流、連携の強化 	≪市町村≫ ・ボランティアの養成 ・民間団体と連携した自殺対策の実施
⑪子ども・若者の自殺対策を更に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等の対策推進 児童生徒が抱える悩み等の早期発見及び適切な相談相手・相談窓口につながるための働きかけ SNSを含む相談窓口の周知 	≪市町村≫ ・相談体制の充実及び相談窓口情報の周知 ・若年層を対象とした心の健康、自殺対策に関する普及啓発 ≪学校≫ ・スクールカウンセラー等の活用 ・健康相談、健康教育の実施
⑫勤務問題による自殺対策を更に推進する	<ul style="list-style-type: none"> 企業等における健康経営の取組促進 「働き方改革」の取組推進 職場における心の健康づくりや自殺対策についての普及啓発・健康教育の実施 	≪市町村≫ ・企業訪問による健康教育 ≪関係機関≫ ・産業保健に関する相談支援 ・職場におけるメンタルヘルス対策の普及 ・職場復帰支援 ≪事業所≫ ・健康相談と健康教育の実施 ・職場環境の改善 ・ストレスチェック制度の実施
⑬女性の自殺対策を更に推進する	<ul style="list-style-type: none"> 女性専用相談窓口の設置、居場所づくり ひとり親家庭への相談支援 DV被害者の自立支援の充実 	≪市町村≫ ・相談体制の充実及び相談窓口情報の周知 ・ハイリスク妊産婦の早期発見、医療機関との相互連携による支援の充実 ≪県民≫ ・地域での見守り活動 ≪事業所≫ ・多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備
⑭被災地における包括的な支援により自殺を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> 「岩手県こころのケアセンター」、「地域こころのケアセンター」を中心とした被災者支援 「いわてこどもケアセンター」を中心とした、子どもの心のケアの取組 被災者の見守り支援、傾聴サロン活動等 被災地における民間団体の活動の充実・強化 	≪市町村≫ ・岩手県こころのケアセンター及びいわてこどもケアセンターとの連携による被災者支援 ・被災者の健康の維持増進 ≪医療機関≫ ・災害対応を行う自治体職員や被災者支援に携わる者に対する健康面のチェック等 ≪民間団体≫ ・傾聴サロンの運営 ・傾聴活動ほか、被災者の見守り支援 ・被災地支援に携わる者へのサポート

健康いわて21プラン（第3次） 令和6年度～令和17年度

両磐保健医療圏

両磐保健医療圏の位置



人口 静態	総人口		119,421 人			
	区分	0～14 歳	12,360 人	10.4 %	(11.1 %)	
		15～64 歳	62,175 人	52.3 %	(55.2 %)	
		65 歳以上 不詳	44,310 人 576 人	37.3 %	(33.7 %)	
		※不詳人口除きで割合算出				
人口 動態	出生	出生数	出生率 (人口千対)		合計特殊出生率	
		558 人	4.7 (5.5)		1.29 (1.32)	
	死亡	死亡数	死亡率 (人口千対)			
		1,999 人	16.7 (14.5)			
	乳児死亡	乳児死亡数	乳児死亡率 (人口千対)			
		1 人	1.2 (1.6)			
	主要死因別死亡	死亡数	死亡率 (人口10万対)	年齢調整死亡率 (人口10万対)		
				上段:H27 年 下段:S60 年		
	がん	502 人	420.6 (373.6)	全年齢	65歳未満	75歳未満
				287.9 (289.6) (117.9)	62.9 (61.7) (41.4)	126.7 (133.8) (74.2)
心疾患	326 人	273.3 (233.9)	全年齢	65歳未満	75歳未満	
			163.4 (164.6) (53.0)	20.9 (22.9) (16.2)	49.3 (44.6) (26.1)	
脳血管疾患	202 人	168.9 (156.3)	全年齢	65歳未満	75歳未満	
			108.8 (111.8) (37.8)	27.0 (17.6) (12.3)	39.4 (32.8) (19.2)	

【出典】いわて健康データウェアハウス人口動態統計（R1-R3の3年分の平均）※（ ）内は県全体の数値

【重点的に取り組む施策】

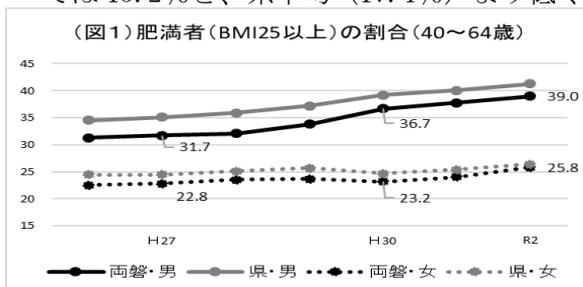
- ・生活習慣病の発症及び重症化予防を推進するため、地域保健、職域保健、学校保健等の関係機関の相互連携を図ります。
- ・事業所等や関係機関と連携し、住民が主体的に健康づくりに取り組める環境づくりを推進します。

【現状と課題】 (○は現状 ●は課題)

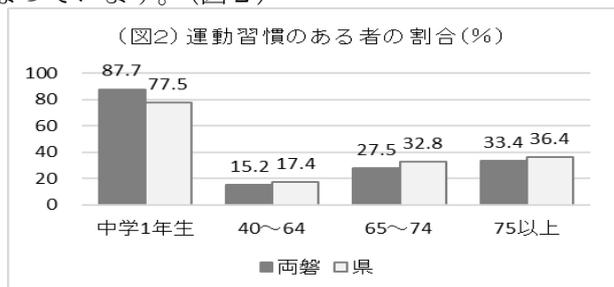
(1) 個人の行動と健康状態の改善

① 生活習慣の改善

- 当圏域の働き盛り年代（40～64歳）の肥満者（BMI25以上）の割合は、男性39.0%、女性25.8%（令和2年度）で、県平均（男41.3%、女26.4%）より低い状況にありますが、経年変化をみると増加傾向にあります。（図1）
- 運動やスポーツを習慣的に行う子ども（中学1年生）の割合は、87.7%（令和元年度）で県平均（77.5%）より高い状況にありますが、運動習慣のある成人の割合は働き盛り年代（40～64歳）では15.2%と、県平均（17.4%）より低くなっています。（図2）

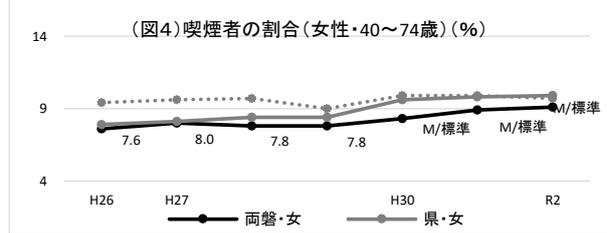
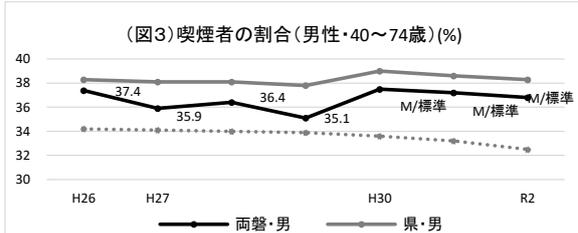


(図1) データ出典：NDB オープンデータ（全国・県・両磐（H30～）、いわて健康データウェアハウス（両磐（～H29））



(図2) データ出典：医療等ビッグデータ（40歳以上）、いわて健康データウェアハウス（中学1年生）

- 喫煙習慣のある男性の割合は36.8%（令和2年度 40～74歳）で、県平均（38.3%）と比較してやや低いものの、全国平均（32.5%）と比較して高い割合で推移しています。（図3）
- 喫煙習慣のある女性の割合は9.1%であり、県平均（9.9%）及び全国平均（9.7%）と比較してやや低いものの、経年変化をみると増加傾向にあります。（図4）

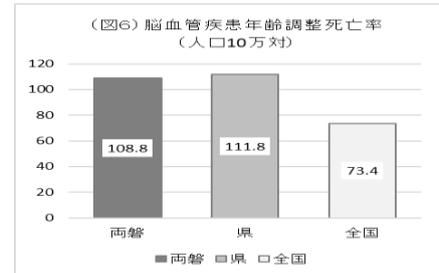
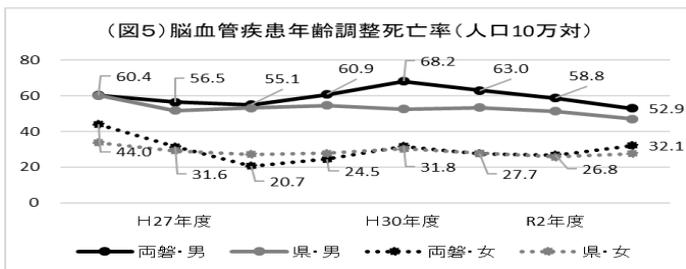


(図3) (図4) データ出典：NDB オープンデータ（全国・県・両磐（H30～）、いわて健康データウェアハウス（両磐（～H29））

- 肥満は、生活習慣病のリスク要因である一方、高齢者の低栄養の課題もあることから、成人期においては適正体重を維持することが重要です。
- 運動習慣は、健康の保持・増進、体力の維持・向上が期待できることから、全ての年代で運動習慣の定着を図る必要があります。
- 喫煙は多くの生活習慣病に共通する危険因子であることから、若年期から健康へ及ぼす影響に関する正しい知識の普及と受動喫煙を防ぐ取組が必要です。

② 生活習慣病の発症予防・重症化予防

- 当圏域の脳血管疾患による年齢調整死亡率は減少傾向にあります（図5）が、直近3年の死亡率は108.8（人口10万対 令和元～3年の3年平均）であり県平均を下回ったものの、全国平均（73.4）と比較し大きな差があります。（図6）



(図5) データ出典：人口動態統計（S60 モデル人口を用いて年齢調整死亡率を算出/単年） (図6) データ出典：人口動態統計（H27 モデル人口を用いて年齢調整死亡率を算出/3年平均）

- 糖尿病は血糖値の管理が重要ですが、当圏域におけるHbA1c8.0%以上の血糖コントロール不良者の割合は、男性0.8%、女性0.7%（令和2年 40～74歳）となっています。
- 当圏域の特定健康診査の受診率は37.8%（令和2年度市町村国保）、特定保健指導の実施率は17.8%であり、県平均（特定健診42.5%、保健指導29.4%）と比較していずれも低い状況です。
- 脳血管疾患の発症リスクを高める高血圧、脂質異常症、糖尿病等のリスクを早期に発見し重症化を防ぐため、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率向上を図る必要があります。また、有所見者への受診勧奨及び適切な治療継続について働きかける必要があります。
- 糖尿病は、血糖コントロールが不良な状態が長期に及ぶと重篤な合併症を引き起こすため、患者の治療継続と良好な血糖コントロール維持を支援するため、関係機関の連携を図る必要があります。

(2) 社会環境の質の向上

① 自然に健康になれる環境づくり

- 健康経営に取り組む事業所数（いわて健康経営認定事業所）は、本圏域では制度が開始された平成31年度は10社でしたが、令和5年度は66社が認定を受けています。（表1）

(表1) いわて健康経営認定事業所登録事業所数

年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
両磐	10社	18社	38社	64社	66社
県	138社	264社	352社	516社	591社

- 働き盛り世代の健康づくりを推進するため、事業所が主体的かつ積極的に従業員の健康保持・増進に取り組めるよう支援が必要です。

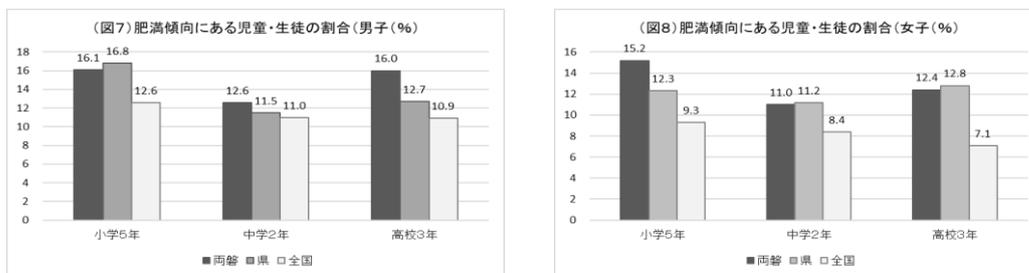
② 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備

- 食料品販売店において「いわて減塩・適塩の日」の取組や、健康に配慮した食品の販売が行われています。栄養成分表示に取り組む飲食店「外食栄養成分表示登録店」は、当圏域で23店舗登録されています。
- 当圏域の特定給食施設（管内該当施設 36 施設）への管理栄養士・栄養士の配置割合は83.3%（令和4年度衛生行政報告令）にとどまっています。
- 住民の健康的な食選択を後押しできるよう、食料品販売店等における健康食生活に関する普及啓発や栄養成分表示に取り組む飲食店の増加を図るための取組が必要です。
- 特定給食施設等で適切な栄養管理が行われることで、利用者の健康の維持・増進が期待できることから、栄養管理状況の定期的な把握と栄養指導員による指導が重要です。

(3) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

① こども

- 当圏域の肥満傾向（肥満度20%以上）にある子どもの割合（令和3年度）は、小学生、中学生、高校生とも県と比較しても高い傾向があり、全国との比較では大きな差があります。（図7・8）



(図7) (図8) データ出典：令和3年学校保健統計調査（全国・県）、令和3年定期健康診断結果（両磐）

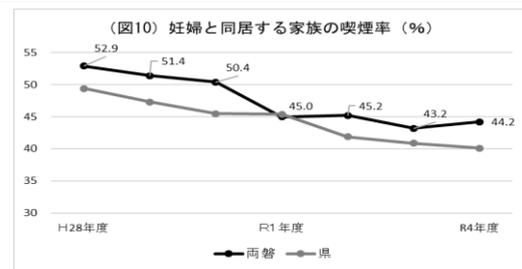
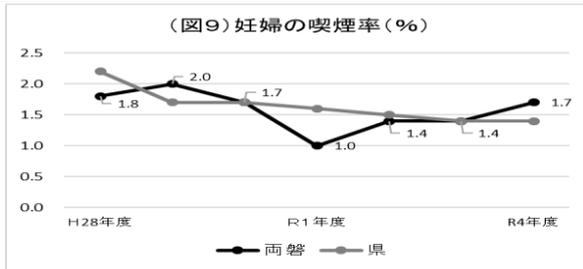
- 当圏域の児童・生徒の朝食欠食率は、小学4年生では2.1%（令和3年度）で、県（3.4%）と比較して低くなっていますが、中学2年生では16.3%（県11.6%）、高校3年生では21.9%（県17.1%）と学年が上がるにつれて高くなり、また県平均との差も拡大しています。（データ出典：健康データウェアハウス生活習慣病予防システム）
- また、むし歯のある子どもの割合は、1歳6か月児では0.35%（令和3年度）県平均（0.97%）よりも低いものの、3歳児では15.3%（県13.7%）、12歳児では28.0%（県25.5%）で、年代が上がるにつれ、県平均よりも高くなっています。（データ出典：地域保健健康増進事業報告）
- 引き続き、保育所・幼稚園・学校・家庭・地域の連携のもと、食育や口腔の健康づくりの推進等、小児期からの望ましい生活習慣の確立の重要性について啓発を図る必要があります。

② 高齢者

- 当圏域の75歳以上でBMI20未満の者の割合（令和元年度）は、男性で11.4%、女性で19.1%と特に女性で2割近い者が低栄養傾向にあります。
- 当圏域の75歳以上で「何でも嚙んで食べられる」と回答した者の割合（令和1年度）は、72.1%であり、3割近い方が咀嚼に問題を抱えているものと推察されます。（データ出典：医療等ビッグデータ利活用システム）
- 高齢者の自立期間の延伸に向けて、関係機関が連携し、高齢期における口腔機能の維持・向上、低栄養の予防、ロコモティブシンドローム予防等に取り組む必要があります。

③ 女性

- 当圏域の女性の喫煙率は、県平均より低くなっていますが、この数年は増加傾向にあります。妊娠中の喫煙率は横ばいで推移してきている（図9）一方で、妊婦と同居する家族の喫煙率は減少傾向にあります。（図10）



(図9)(図10) データ出典：健康データウェアハウス（妊娠届出時）

- 女性の喫煙及び受動喫煙は、女性ホルモンの低下に加え、動脈硬化のリスクを高め、発がんを誘発するため、若年期からの受動喫煙防止を含めた対策が必要です。
- 特に妊娠中の喫煙は胎児や出生児の健康へ多大なる悪影響を及ぼすことから、妊婦喫煙及び妊娠期の受動喫煙をなくす取組が重要です。

【実現に向けた取組】

(1) 個人の行動と健康状態の改善

① 生活習慣の改善

- ◇ 健康教室や出前講座等の開催により、引き続き適正体重の維持の重要性や、望ましい食生活の実践、運動習慣の定着等、生活習慣病予防に関する正しい知識の普及啓発に取り組めます。
- ◇ 教育機関等と連携した若年期からの喫煙の健康への影響に関する正しい知識の普及や、禁煙外来の周知等による禁煙支援及び飲食店への働きかけにより、更なる受動喫煙防止の取組を推進します。
- ◇ むし歯や歯周病の予防等、生涯にわたり何でも噛んで食べられるよう口腔機能の維持・向上を目指し、関係機関と連携し歯科保健対策を推進します。

② 生活習慣病の発症予防・重症化予防

- ◇ 事業所や保険者との連携の下、健診受診による生活習慣病の早期発見と、健診受診後の要所見者への受診勧奨の徹底及び保健指導により未治療や治療中断を防ぐ取組を推進します。
- ◇ 糖尿病の重症化による合併症の予防に向けて、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進により、関係機関の連携を図ります。
- ◇ 特定健診・特定保健指導の実施率の向上に向け、データ等の情報提供に取り組めます。

(2) 社会環境の質の向上

① 自然に健康になれる環境づくり

- ◇ 事業所訪問や出前講座の実施により、事業所が行う健康経営の取組を支援し、働き盛り世代の健康づくりと併せて、その家族等への普及を図りながら、地域が健康になれる環境づくりを推進します。

② 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備

- ◇ 「いわて減塩・適塩の日」の取組や食品事業者向け研修会等により、健康に配慮した食品の販売に取り組む食料品販売店や栄養成分表示を行う飲食店の拡大に向けた取組を推進します。

(3) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

① こども

- ◇ 小児期からの肥満予防と健康的な生活習慣の確立のため、地域の関係機関と連携した取組の推進と生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を行います。
- ◇ 特定給食施設指導により、児童福祉施設や学校等での適切な栄養管理に取り組む給食施設の増加の促進を図ります。

② 高齢者

- ◇ 関係機関・団体が提供する通いの場や地区活動の機会を活用し、低栄養予防やロコモティブシンドローム予防の普及啓発等を行い、フレイル予防を推進します。
- ◇ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく過ごせるよう、要介護高齢者の支援者を対象として研修会等を開催し、支援者の資質の向上と多職種の連携を図ります。

③ 女性

- ◇ 女性特有の健康リスクについて広く理解を求めため、正しい知識の普及啓発に取り組めます。